平成２４年（フ）第１８８号
大阪府泉南市樽井559番地の14
債務者　石田　裕貴
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１８９号
大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北３番地21―２―702号
債務者　森永　柳子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１９０号
大阪府泉佐野市上瓦屋583番地の17―505
債務者　岡田　和成
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第９２号
香川県高松市牟礼町牟礼140番地３
債務者　陶山イソヱ（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後２時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１００号
香川県高松市東植田町382番地３、住民票上の住所香川県高松市多肥上町368番地１
債務者　川田マリ子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２９号
宮城県大崎市古川李埣字前田68番地１　ハイマートハヤサカパートⅡ　Ｂ号
債務者　望月　時雄
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第４０号
宮城県大崎市古川中里四丁目18番16号　プチカーサＡ棟201号
債務者　佐藤恵美子
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第２４２号
千葉市若葉区千城台東１丁目11番13号　プチメゾンＫ＆Ｋ203号
債務者　上岡　智紀
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２４７号
千葉市中央区弁天１丁目６番１号　ハーミ21―404号
債務者　齊藤　　稔
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７１号
名古屋市東区泉１丁目４番３号　パストラール泉403号
債務者　大野ひろみ
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３７８号
愛知県北名古屋市六ツ師道毛66番地　リンピア牟都志305
債務者　長尾建材こと　長尾　政雄
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８６号
兵庫県姫路市飾磨区英賀宮町２丁目115番地
債務者　丸山　彰康
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１１４号
兵庫県姫路市飾磨区清水47番地１、住民票上の住所兵庫県姫路市飾磨区細江97番地２　エンブレイス姫路飾磨402号
債務者　大畑麻衣子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１２４号
兵庫県加古川市別府町新野辺795番地の１
債務者　有吉　英一
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３７号
北海道小樽市幸２丁目16番35号、前住所北海道小樽市末広町20番14号
債務者　藤田　　泉
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第４７号
北海道小樽市潮見台１丁目18番10号
債務者　根本智恵子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第５号
仙台市泉区実沢字中山北100番地の８　ラヴィスタ中山401、旧住居表示仙台市泉区実沢字中山北18番地の174　１Ｂ―７Ｌラヴィスタ中山401
債務者　早坂　匡哉
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係